**≪議案例≫**

議案第　号

　　　群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

　群馬県市町村総合事務組合規約（平成２年群馬県指令地第１８号）の変更について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議のうえ定めることについて、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

　　平成　　年　　月　　日提出

市町村等長

　提案理由

　　群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合（富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町で組織）及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合（藤岡市、上野村、神流町及び高崎市で組織）が、別表第２の３の項の事務（消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務）の共同処理を平成３１年４月１日から開始するため。

※　事務局注：　別紙については、「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書」を使用のこと